

資料提供

令和8年5月26日

課名：選挙管理委員会事務局

担当者：酒井

内線：2605

直通電話：082-513-2605

お知らせ

令和8年2月8日に執行された衆議院（小選挙区選出）議員選挙の広島県第1区及び第2区の選挙無効請求事件について、本日、広島高等裁判所の判決がありました。

判決の主文は次のとおりです。

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は原告らの負担とし、補助参加によって生じた費用は補助参加人の負担とする。

なお、広島県選挙管理委員会委員長の談話は別紙のとおりです。

《訴訟の内容》

事件の表示	広島高等裁判所 令和8年（行ケ）第3号 選挙無効請求事件
提起日	令和8年2月9日
原告	広島県第1区及び第2区の選挙人
被告	広島県選挙管理委員会
請求の趣旨	1 令和8年2月8日施行の衆議院議員総選挙について、広島県第1区における選挙を無効とする。 2 令和8年2月8日施行の衆議院議員総選挙について、広島県第2区における選挙を無効とする。 3 訴訟費用は被告の負担とする。

委員 長 談 話

- 判決内容の詳細はまだ承知していないが、原告らの請求が棄却され、我々の主張に御理解を頂いたものと認識している。
- 県選挙管理委員会としては、今後とも公正な選挙の管理執行に努めてまいりたい。

広島県選挙管理委員会

委員長 大 辻 茂